

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年10月27日午前9時30分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也	欠席	8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午前9時30分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

10番	田中 隆	1番	田中 幸子
-----	------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第45号議案から第47号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第45号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

 譲受人は■■■■■■■■■■に居住しています。譲受人の家庭は、代々、所有している農地を生前贈与しており、今回も譲渡人から譲受人へ生前贈与をする申請となっております。

 譲受人は、幼いころから家族の農業の手伝いを行っており、本格的に手伝い初めて2年が経過しております。譲渡人は、後継のことも考えており、まずは申請地の耕作を譲受人が主となって行っていくことから、本申請となりました。

 令和5年10月23日に、犬山地区の田中委員、宮田委員、小澤委員と事務局で面談を行い、現在も家族で協力して耕作を行っており、今後も家族で耕作を行うことから許可相当であると見込まれます。続いて番号2番。

【議案説明】

 譲受人は■■■■■■■■■■に居住しており、水稻やナスなどの野菜を耕作しております。譲渡人は■■■■■■■■■■なため、営農が困難になっており、耕作できる人を探していたところ、申請地の近辺に居住しており、申請地を耕作することが可能な譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

 譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であるため、許可相当

であると見込まれます。

議案書の3ページを御覧ください。続いて番号3番。

【議案説明】

譲受人は■■■■■に居住しており、水稻や野菜などを耕作しております。譲渡人は■■■■■なため、営農が困難になっており、後継者もないことから、耕作できる人を探していたところ、申請地の近辺に居住しており、申請地に隣接している農地を耕作している譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて、議案書の4ページをご覧ください。第46号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。議案書5ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

借人は■■■■■に本店をおく金属製機械部品の加工を営む法人です。現在、事業の拡大により、従業員や社用車の駐車場が不足している状態です。そのため、代表取締役が所有している、本店付近の土地を駐車場にするため本申請となりました。

地図資料の34ページを御覧ください。申請地の北側、西側と南側の一部に既設擁壁があり、東側、南側の一部にコンクリートブロックを新たに設置することで、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は浸透アスファルト舗装をすることで、敷地内にて浸透処理をします。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番エー(ア) - b - bで、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で3種に農地該当します。許可基準は右側

の36番エー（イ）で、許可をすることができる、に該当します。

続いて議案書の6ページをご覧ください。第47号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の7ページを御覧ください。今月の案件は、2件で、農地中間管理機構を仲介しない、相対での利用権設定となります。整理番号1番が城東地区、2番が羽黒地区の案件となります。

1番の案件については、借人が犬山市で初めて農地の利用権を設定するため、10月12日に城東地区の小川委員、斎藤委員、安田委員、林委員、間宮委員で面談を行いました。借人は繊維業を営んでおります。■■■■に絹の専門店をもっており、絹を一から作ってみたいと考えておりました。そのため、申請地で桑畑をする予定で、養蚕の他、お茶としての利用も考えていることや、既に■■■■で1年ほど桑畑の経験があることや、家族や知人などと協力して行っていくことなど、申請地の耕作が可能なことを確認しております。

2番の案件については、借人が■■■■に居住しており、犬山市初めて農地の利用権を設定するので、10月16日に羽黒地区の斉木委員、宮地委員、市橋委員、玉置委員で面談を行いました。借人は農業経験が20年ほどあり、自宅から申請地まで自動車を使って15分で移動可能なこと、数年前から申請地の耕作を手伝っており、今後、自分が中心となって耕作を行うことに強い意志を示しており、申請地の耕作が可能なことを確認しております。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第45号議案から第47号議案までの説明がありました。これについて質問、ご意見等はございませ

んでしょうか。

鈴木委員 推進委員の鈴木と申します。

45号議案で、2ページ3ページですかね。三つありますけど、一つ目、受け手さんの年齢についてお尋ねしたいんですけど、■■■■とあって、■■■の方は非常に■■■■なんですけども、■■■■、これいずれも受け手さんの方が■■■■ということで、この案件はたまたまの面積が非常に少なくって、自己所有地が隣にあって、一体として使いたいという、書類からそういうふうに取り取れますけども、後期高齢者の方が担い手となる場合に、事務局の方で年齢的な条件と申しますか、制限というのがあれば教えていただきたいんですが。

事務局 鈴木推進委員のご質問にお答えします。

譲受人の年齢自体の制限っていうものはなくて、高齢だからできないということはないんですが、万一、体調を崩されたり、耕作続けるのが難しくなるという可能性はあるものですから、70歳以上の譲受人に関しては、一緒に生活してる家族の方とか、後継者の方ということで、誓約書をいただいております。ですので、後継者の方に継いでいけるように、万一のことがあった場合は、子供さんとか、お孫さんと後継の方が続けていきますという誓約をいただいた上で、3条の申請をいただくという形をとっております。

以上です。

鈴木委員 一応一つの制限というか、誓約書をいただいているというような取り扱いをしているということですね。

ありがとうございました。

議長 はいどうぞ。

お願いします。

安田委員

46号議案の件ですけれども、先ほど説明がありました、転用許可基準表の12のところですね。街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地とありますが、この街区というのはどの辺までのエリアを、例えば今回の場合、■■■■のエリアでこの街区というのは、どの辺までのエリアのところか40%を超えているという判断になるのかっていうことを教えて欲しいですが。

確か申請地は■■■■の北あたりで、この地域では集落がそこそこ密集しているところだとは思いますが、■■■■全域ということになると、農地が随分広い割合だと思うんですね。とても40%にはならないと思うので、小字の部分で判断するのか、どういう判断で40%というふうに判断されているのかっていうところを知りたいんですが。

事務局

安田委員のご質問にお答えします。

その街区の区切りですが、■■■■全域ということではなくて、小字でも区切っていないですね、一般的には河川とか道路等の地物地形で、一定の大きさの市道があるところで区切っております。

例えば都市部、碁盤の目に道路で区切られてると思うんですけど、地方は道路で碁盤の目に区切られてるところは、ほ場整備されたような場所だけなんですけど、そういう集落のあるところでも、一定の道路や川、あと、当然建物なんかでも区切られたりはするケースはあるんですけど、一定の広さの道路で囲まれた場所を農地法の許可の基準で街区と呼んでおります。

よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

他に質問ありませんか。

松山委員

すいません同じく46号議案なんですけれども、■■■■ですね、この申請って、雨水浸透の許可の案件になるんじゃないか

と思うんですけれども。

その記載がないのでお尋ねします。

事務局

ただいまのご質問の方にお答えさせていただきます。

こちらの■■■■の地区に関しましては新川流域対策地域には含まれておりませんので、雨水浸透阻害行為の申請というのは特段必要ないということになっております。

以上です。

議長

他にご質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。

それではご質問ないようですので、ここで地区審議をお願いをしたいと思います。

大体15分ぐらいということで、10時15分まで地区審議をお願いします。

午前10時00分 地区審議

午前10時15分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第45号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区をお願いします。

宮田委員

2番の宮田と申します。

1番について、譲渡人さんは私もよくご存知の方で、丁寧に田んぼも畑もやってみえて綺麗にして見る方ですが、今回お孫さんに生前贈与されるということですね。実は長男さんも、生前贈与を以前受けてみえるということを知りまして、犬山地区としては可ということで、認めたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長 2番3番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
2番3番について、地区審査の結果、可と認めます。
以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第45号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて第46号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。
1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
1番について、地区審査の結果、可と認めます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第46号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて第47号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正

する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

齊藤委員

4番の齊藤です

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

2番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員

6番の斉木です。

2番について、10月16日に市役所で面談を行いまして、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第47号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告させていただきます。

議案書の8ページをご覧ください。報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は5件です。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等はございましたらお

願います。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間
ありがとうございました。

